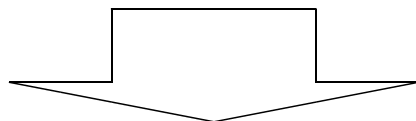


(参考)

## 国民保護計画の位置付け

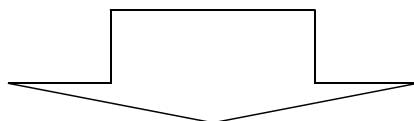
**国民保護法**（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号））

武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国・地方公共団体等の責務、住民の避難・避難住民等の救援・武力攻撃災害への対処に関する措置等を規定



**国民の保護に関する基本指針**（平成17年3月25日閣議決定）

政府が、国民保護法に基づき、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画の作成の基準となるべき事項等を内容とする基本指針を策定



**指定行政機関（各省庁）の国民保護計画**

指定行政機関の長が、国民保護法、基本指針に基づき、各指定行政機関においてそれぞれ実施する国民の保護のための措置の内容、実施方法等を内容とする計画を作成

※ 都道府県及び指定公共機関（独立行政法人等）においては平成17年度中を目途に、市町村及び指定地方公共機関（地方独立行政法人等）においては平成18年度中を目途に、それぞれ計画を作成する予定となっている。